

平成27年度 福祉サービス事業所における苦情解決体制実施状況調査
実施要綱

1 調査目的

福祉サービス事業者(障害者・児童)における苦情解決体制実施状況を把握し、苦情解決の今後の仕組みづくりに活用することで、福祉サービスの質の向上・充実を図る。

2 実施主体

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 秋田県運営適正化委員会

3 調査対象

社会福祉法第2条に基づく社会福祉事業を行う障害者、児童関係事業所(646事業所)

4 調査内容

別紙調査票のとおり

5 調査期間

平成27年7月1日(水)～7月31日(金)

平成27年7月1日時点の状況を調査する。ただし苦情件数については前年度分(平成25年度・平成26年度)を記載してください。

6 調査方法

回答はFAXまたEメールでお願いします。

郵送で回答する場合は、切手代をご負担ください。

7 回答期限

平成27年8月1日(土)